平成２８年（フ）第６１１号
埼玉県春日部市栄町２丁目97番地　フローラＡ棟202号
債務者　小林　孝治
1　決定年月日時　平成28年11月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月24日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２８年（フ）第６６２号
埼玉県越谷市赤山町２丁目195番地
債務者　杉戸　　彰
1　決定年月日時　平成28年11月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月24日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２８年（フ）第１２９９号
さいたま市岩槻区美幸町１番34―207号
債務者　高橋　智明
1　決定年月日時　平成28年12月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月25日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第１４４４号
埼玉県戸田市上戸田２丁目43番１号　前谷ハイツ203号室、旧住所埼玉県戸田市本町１丁目16番３―103号
債務者　今村　章子
1　決定年月日時　平成28年12月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月25日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第３１３号
埼玉県東松山市元宿１丁目36番地５　アークガーデンＡ―１、旧住所埼玉県東松山市元宿１丁目28番地12　ドミ高坂102
債務者　神村　盛之
1　決定年月日時　平成28年12月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月25日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２８年（フ）第２５９号
大阪府和泉市小野町23番地の23
債務者　寺岡美枝子
1　決定年月日時　平成28年12月１日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月25日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２８年（フ）第５２８号
大阪府泉南市樽井３丁目26番19号
債務者　河島　洋子（旧姓塩田）
1　決定年月日時　平成28年12月１日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月25日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２８年（フ）第５４２号
大阪府岸和田市上松町650番地の２かんまつロックガーデン211号、前住所大阪府泉佐野市鶴原220番地の13
債務者　甲斐まりな（旧姓早坂）
1　決定年月日時　平成28年12月１日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月25日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２８年（フ）第４５６８号
大阪市淀川区十三元今里２丁目７番３号　コーポムツミ　302号
債務者　山口セイ子
1　決定年月日時　平成28年12月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月20日まで
5　免責審尋期日　平成29年１月27日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４８１３号
大阪市東淀川区豊新２丁目９番17―601号、前住所大阪市東淀川区菅原３丁目17番６号
債務者　千葉　　榮
1　決定年月日時　平成28年12月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月20日まで
5　免責審尋期日　平成29年２月10日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４８７３号
大阪府東大阪市長田西４丁目３番15号　第二コーポ春日荘　302号
債務者　上原　義昭
1　決定年月日時　平成28年12月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月20日まで
5　免責審尋期日　平成29年１月31日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４９２７号
大阪市西淀川区佃１丁目23番８―802号
債務者　加藤　太智
1　決定年月日時　平成28年12月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月20日まで
5　免責審尋期日　平成29年１月27日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第８５１３号
東京都大田区池上２丁目21―２―201
債務者　関　真理子（旧姓草野）
1　決定年月日時　平成28年12月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月24日まで
5　免責審尋期日　平成29年１月24日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第８５５６号
東京都世田谷区桜丘４丁目５―８―105
債務者　吉田　敦史
1　決定年月日時　平成28年12月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月24日まで
5　免責審尋期日　平成29年１月24日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第８５５８号
東京都町田市中町４丁目14―11―105
債務者　浅野　哲也
1　決定年月日時　平成28年12月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月24日まで
5　免責審尋期日　平成29年１月24日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第８５６３号
東京都足立区千住大川町38―10―202
債務者　吉田　菊夫
1　決定年月日時　平成28年12月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月24日まで
5　免責審尋期日　平成29年１月24日午後２時
東京地方裁判所民事第20部